

## 親権者変更調停を申し立てる方へ

### 1 概要

離婚の際に未成年の子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができます。離婚後に親権者を変更しようとするときは、必ず家庭裁判所の調停又は審判によらなければなりません。

親権者の変更は、子どもの健全な成長を助けるためのものですから、両親の円満な話合いで解決することが望ましく、まず調停での話し合いを行うのが原則です（親権者が死亡あるいは行方不明等で調停に出席できない場合その他特に事情のあるときは、調停を経ずに親権者変更の審判を申し立てることができます。）。

調停手続では、申立人（あなた）が親権者の変更を希望する事情や相手方の意向、今までの養育状況、双方の家庭状況、子どもの意向等についてお話を聴きしたり、必要に応じて資料を提出していただいたりするなどして、子の福祉にかなうよう話し合いを進めます。

話し合いによる解決ができずに調停が終了（不成立）した場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

### 2 申立てに必要な費用

- 申立手数料・・・・・・親権者の変更を求める子ども1人につき収入印紙1200円分
- 連絡用の郵便切手・・・別紙のとおり

### 3 申立てに必要な書類

裁判所には、次の書類を提出していただくことになりますが、必ず申立人（あなた）用の控えをとり、調停期日に持参してください（書類の提出方法については「**5書類の提出方法**」をご覧ください。）。

#### □ 申立書

※ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付することになりますので、裁判所提出分のほかに、相手方用のコピー1通を提出してください。相手方に知られたくない情報（住所など）がある場合には、申立書には記載せず、裏面の「お問い合わせ先」に記載方法をお問い合わせください。

なお、裁判所の窓口に3枚複写の申立書用紙がありますので、ご利用ください。

- 事情説明書
- 送達場所等の届出書
- 進行に関する照会回答書
- 非開示希望情報確認シート
- 申立人、相手方及び子どもの戸籍謄本（全部事項証明書）→ 3か月以内に発行されたもの

### 4 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所を合意しており、申立書とともに管轄合意書を提出した場合には、その家庭裁判所でも調停を行うことができます。

### 5 書類の提出方法

- (1) 調停では、必要に応じて、あなたの言い分を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員の指示にしたがってください。

※ 裏面もお読みください。

\* マイナンバー（個人番号）について

住民票、源泉徴収票、確定申告書などを提出する場合は、マイナンバーの記載のない書類を提出してください。記載のある書類を提出せざるを得ない場合は、マイナンバー部分をマスキング（黒塗り）してください。

- (2) 書類を提出するときは、提出する書類のコピーを1通とり、そのコピーを裁判所に提出してください。調停期日には、裁判所に提出したコピーのもとになった書類を持参してください。  
相手方に交付したい書類を提出するときは、さらに相手方用のコピーも提出してください。
- (3) 相手方に知られたくない情報（源泉徴収票に記載された住所や勤務先名など）がある書類を提出する場合は、その情報をマスキング（黒塗り）してください（相手方用のコピーを提出する場合は、裁判所用及び相手方用のコピー2通ともマスキングしてください。）。

マスキングできない書類を提出する場合は、当庁備え付けの「非開示希望の申出書」を提出していただく必要がありますので、調停委員又は担当書記官にその旨お申し出ください。

## 6 提出された書類の閲覧・謄写（見せたり、コピーさせたりすること）について

相手方から閲覧・謄写の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、提出された書類について、相手方に見せること、コピーさせることはしないでほしいとの申し出があっても閲覧・謄写される可能性があります。

また、調停が不成立となり、審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類であっても、審判手続では、あらためて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定めにより、原則として許可されますので、留意してください。

## 7 調停の進め方について

調停の流れは次の図のとおりです。調停は、平日に行われ、1回あたりの時間はおおむね1時間30分から2時間程度です。調停では、それぞれの待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室において、

調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聴きしながら話し合いを進めていくことになります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に出席したり、未成年の子どもについて調査を行ったりする場合があります。

